

社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

平成 17 年 10 月 3 日  
規程第 5 号

(目 的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の  
会長報酬、役員、評議員、評議員選任・解任委員会委員、部会及び委員会委員、苦情解  
決第三者委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関して必要な事項  
を定めるものとする。

(会長報酬)

第 2 条 本会会長の報酬は、月額 25,000 円とする。ただし、公務員の身分を有する  
者には支給しない。

(費用弁償)

第 3 条 役員等が本会会長の招集で理事会、監事会、評議員会、評議員選任・解任委員  
会、部会及び委員会、苦情解決第三者委員会等に出席したときは、費用弁償として別表  
1 の金額を支給する。ただし、公務員の身分を有する者には支給しない。

(委 任)

第 3 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。

附 則（平成 22 年規程第 1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日に施行し、報酬及び費用弁償の改正は、平成 29 年 4  
月 1 日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	金 額
会議出席 1 日につき	2,500 円